



令和元年9月 相談件数

682件



(前月比: +63件)

(前年同月比: +78件)

掲載
内容

- チケット購入トラブルにご注意を!
- 令和元年度消費生活相談の概要 中間報告
- 11月は「計量強調月間」です
- 家庭用計量器の無料検査を実施します
- 消費者教育ポスター展 入賞作品を展示します
- 消費者被害注意報



チケット購入トラブルにご注意を!

コンサートやスポーツイベントなどのチケットのインターネットでの転売に関する相談が増えています。

また、令和元年6月14日から「チケット不正転売禁止法」がスタートしています。

～トラブル事例～



入場できない転売禁止のチケットを購入してしまった

人気バンドのライブチケットを、チケット転売仲介サイトで購入した。しかし、購入後に調べてみると、転売されたチケットでは入場できないと記載があった。



公式チケット販売サイトと間違えて、チケット転売仲介サイトからチケットを購入してしまった

インターネットでサーカスのチケットを購入することにした。サーカス名を検索して、一番上に表示されたサイトにアクセスし、チケットを購入した。しかし、購入後に、このサーカスの公式サイトを見ていたら、自分が購入したのは海外のチケット転売仲介サイトで、正規の料金より高額だと分かった。

～アドバイス～

○チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確かめましょう。チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格が高額であったり、転売禁止のチケットと気づかずに購入した場合に、キャンセルしたくてもできないケースがあります。

○チケットの中には、第三者への譲渡、転売などを禁止している場合があります。また、入場時に本人確認が必要な場合もあり、入場できないおそれもあります。もし、急ぎよけなくなった場合は、公式リセールサイトを利用するなどしましょう。

チケット不正転売禁止法

この法律で禁止されるのは、

「特定興行入場券（チケット）を不正転売すること」

「特定興行入場券（チケット）を不正転売する目的で譲り受けること」 です。

特定興行入場券とは・・・興行の日時、場所、座席が指定されたもので、有償譲渡の禁止と、購入者の氏名・連絡先を確認して販売されたものと記載されているもの

不正転売とは・・・・・・興行主に事前の同意を得ずに業として行う有償譲渡で、販売価格を超える価格を販売価格とするもの

**トラブルになったり、不審な点がある場合は、
消費生活センターへ相談してください。**

相談専用電話 043-207-3000
※月～土曜日 9:00～16:30

令和元年度 消費生活相談の概要

中間報告

平成31年4月～令和元年8月に千葉市消費生活センターに寄せられた相談は、3,861件で、前年同期間の3,326件と比較して535件増加しました。

●相談の多かった商品・サービス

▼相談件数（上位5位まで）

	令和元年度（4月～8月）		平成30年度（4月～8月）	
1位	商品一般	1,050（件）	商品一般	767（件）
2位	デジタルコンテンツ／相談その他	各108（件）	デジタルコンテンツ	205（件）
3位	賃貸アパート	106（件）	他のデジタルコンテンツ	94（件）
4位	役務その他サービス	84（件）	賃貸アパート	86（件）
5位	他のデジタルコンテンツ	81（件）	相談その他	80（件）

昨年度と同様に、「商品一般」「デジタルコンテンツ」「賃貸アパート」が上位を占めています。特に、「商品一般」に占める相談のうち、葉書による架空請求に関する相談が多く、60歳代以上が狙われている傾向があります。

※商品・サービス名の解説

＜商品一般＞商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談

（事例）「複数の業者からダイレクトメールが送付されて困っている。」

「携帯電話に身に覚えのない相手から未払金を請求する旨のメールが届く。」

「クレジットカード会社から身に覚えのない請求を受けた。」

「複数の業者から執拗に電話勧誘があり、困っている。」

＜デジタルコンテンツ＞インターネットを通じて得られる情報で、内容の特定できないサイトに関する相談

（事例）「身に覚えのない複数のサイトから、未払金を支払うよう督促メールが届く。」

＜相談その他＞消費者問題以外の相談（例：労働問題など）

（事例）「アンケートに応じると年収に関する質問事項があり、不審だ。」

「私の時給は、最低賃金を下回っていると思う。どこで確認すれば良いか。」

「友人に貸した金が返済されず、連絡も取れなくて困っている。」

＜賃貸アパート＞集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート、マンション・ウィークリーマンション等

（事例）「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない。」

「入居した部屋が汚く、入居前にクリーニングしたとは思えない。業者の対応も悪い。」

＜役務その他サービス＞データ復旧、被害回復などの役務に関する相談

（事例）「登録した覚えのないサイトから高額請求を受け、ネットで見つけた被害回復サービス業者に相談したら、費用を請求された。」

＜他のデジタルコンテンツ＞電子書籍、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、懸賞サイト、ネット上ニュース（占い・芸能情報・時事・天気予報）等の相談

（事例）「占いサイトを利用していた。サイトにメールを送信する度に課金されて、メールの送受信が多くなったため、高額な利用料を請求された。」

11 月は

「計量強調月間」です

現行の計量法が施行された 11 月 1 日を「計量記念日」とし、また 11 月を「計量強調月間」としています。

計量意識の普及のため、消費生活センターで実施している「はかりの定期検査」を、ご紹介いたします。

●はかりの定期検査とは

計量法では、はかりを取引・証明に使用する場合、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたはかり（「特定計量器」といいます。）を使用しなければいけません。また、特定計量器を使用する場合、精度を担保するため、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

なお、ヘルスメーターやキッチンスケール等の家庭用の計量器にもマークが付されていますが、これらは日常の家庭生活に用いられるものなので、取引や証明には使用できません。



（検定証印）



（基準適合証印）



（家庭用特定計量器のマーク）

消費生活センターでは、市内を 2 つの区域に分け定期検査を行っています。

奇数年度（西暦）：花見川区、稲毛区、美浜区 ※ 2019年度（令和元年度）

偶数年度（西暦）：中央区、若葉区、緑区 ※ 2020年度（令和2年度）

【取引・証明はかりの例】

1. 商店等で商品の販売を行うために用いるはかり
2. 病院・薬局等で調剤に用いるはかり
3. 病院・学校・幼稚園で健康診断に用いるはかり
4. 運送業者等が貨物運賃の算出に用いるはかり

家庭用計量器

無料

の 検査を実施します



計量を身近に感じていただくため、「家庭用計量器の無料検査」を実施します。予約は不要ですので、計量器を持参のうえ、お越しください。

日 時	令和元年11月14日（木）、15日（金） 13：00～16：00
会 場	千葉市消費生活センター1階 情報プラザ
対 象 者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
対象計量器	家庭で使用している血圧計（送気球で加圧する物に限る）、体重計（ヘルスメーター）、体温計、温度計、キッチンスケール ※一部検査できない器種（指や手首で計測する血圧計、耳式体温計など）がありますので、あらかじめご了承ください。修理は行いません。

「家庭用計量器の無料検査」に関するお問い合わせは ☎043-207-3603 （相談・指導班）

消費者教育ポスター展
入賞作品を展示します

市内の小・中学生を対象に、今年も消費者教育ポスターを募集しました。入賞作品の巡回展示を、さとう千葉店より開始します。今後、稲毛区役所・緑区役所でも展示を行いますので、ぜひお立ち寄りください。（さとう千葉店以外のスケジュールは改めてお知らせします。）

会場	日時
さとう千葉店 地階さとうギャラリー	十一月十二日（火）～十一月十八日（月） 十時～二十時（最終日は十六時まで）

消費者被害注意報 No. 85

台風被害後の消費者トラブルが報告されています！

台風15号と19号は、停電や倒木など千葉市にも大きな被害を及ぼしました。災害後、被害の復旧などに関し、災害の混乱に便乗したと思われる様々な消費者トラブルが報告されています。

事例1 台風の影響で庭木が倒れたため、庭木の伐採をしている事業者をインターネットで検索し、明日見積書を提出してほしい旨の連絡をした。しかし、今日私が不在のうちに、突然事業者が訪問し、高齢の母が対応したところ、見積書や契約書などの書類が渡されないまま、庭木を伐採され、作業後に料金を請求された。



事例2 見知らぬ事業者から電話があり、「以前に屋根工事をしたものだ。台風で屋根が壊れているお宅を目にしたので、明日見積りに行く。」と言われた。自宅の屋根は特に問題はなさそうだし、また過去に工事を依頼した覚えもない。

事例3 自宅に「台風被害を保険金の範囲内で修理」、「火災保険加入者が対象」、「保険の手続きも当社が代行」などと書かれたチラシが投函されていた。修理を依頼したが、着工前に保険会社から支払われた保険金修理業者の見積額に比べ安かったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

事例4 市の職員を騙る電話があり、「台風被害の調査に関するアンケートを実施しているので訪問したい。」等と言われ、来訪を了承した。しかし、市役所に確認すると、そのようなことは実施していないと言われた。

消費者トラブル防止のために



- 災害による被害で各種修理が必要な場合でも、複数の事業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりしたうえで、慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに訪問や電話でしつこく勧誘してくる事業者には、特に注意してください。
- 保険申請を行う場合は事業者任せにせず、自分で手続きをしましょう。まずは加入している保険契約の内容を確認したうえで、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 公的機関などを騙る勧誘行為があった場合、説明をうのみにせず、必ず関係機関に確認しましょう。
- 被災者を支援したいという思いにつけこむ義援金名目の勧誘にも注意が必要です。義援金は確かな団体を通して送るようにするとともに、振込みの場合は振込口座がその団体の正規のものであるのかも確認しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111